

## 国立大学法人島根大学学長選考会議（第6回）〈議事要録〉

日時 平成27年 1月29日（金）14:00～15:05  
場所 本部棟3階 特別会議室  
出席者 梶田委員，有澤委員，大谷委員，近藤委員，中村委員  
吹野委員（法文学部長），小川委員（教育学部長），大谷委員（医学部長），荒瀬委員  
（生物資源科学部長），廣光委員（総合理工学研究科）  
欠席者 なし  
〔陪席者：総務部長，総務課長，総務グループリーダー，学長室リーダー，企画・法規  
グループリーダー〕

○ 議事に先立ち，第5回国立大学法人島根大学学長選考会議の議事要録が異議なく承認された。

### 議 題

- 1 国立大学法人島根大学学長選考等規則の一部改正について
- 2 国立大学法人島根大学学長選考会議規則の一部改正について

事務から，平成26年8月29日付けで文部科学省高等教育局長，研究振興局長からの通知により，学長の選考を行った際の公表事項，学長の業務執行状況の確認及び学長の任期について，資料1及び資料2により改正理由及び改正内容の説明があった。

続いて塩飽理事から，学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に伴う学内規則の改正状況について説明があった。

委員からの主な意見は次のとおりであった。

- ・12月5日開催の第5回学長選考会議において，学長の任期が3年では短いのではないかと発言したのは，業績の評価を行う際に，最初の1年目は状況を把握するために必要と思われ，また，3年目は業績の評価をするため前半の半年位のところで行うとなると，実質は2年半となるためである。
- ・理事の任期が3年であり，学長の任期の途中で理事が交代することとなるため，学長の任期に理事の任期を合わせた方が良いのではないかと。
- ・附則で平成27年4月1日から学長になる者の任期は，規則改正を行っても3年となるが，その次の学長選考の際に，現学長が再任された場合の任期は3年であり，別の者が選考された場合の任期は4年となるということかと。
- ・そのように認識しているが間違った解釈をされると困るので，議事要録に記載するとともに別途実施細則，覚書等を作成し書面に残しておくことも必要である。
- ・解任の場合にも構成員の意見を反映するよう，意向調査を行うことは必要である。
- ・学長選考会議が必要と認めた場合には意向調査を行うことができるので，国立大学法人法の一部改正の趣旨からもこの改正案が良い。
- ・規則改正が承認された場合には，学内的に了解が得られれば平成27年4月1日からの次期学長候補者の任期を4年にすることは可能ではないかと。
- ・次期学長候補者を選考した時の規定を適用すべきであり，重大な理由がある場合には学長選考会議で任期を延長することも可能である。

- ・学長の任期を当初4年、再任2年としている大学の変更理由を調査しておくことも必要ではないか。
- ・次の学長から適用することであるため、国立大学法人法の一部改正への対応と別に審議してはどうか。
- ・学長解任規定もあるので、任期は6年でも良いと思う。

議長から、学長の任期及び解任の改正案については、学内の意見を聴いて次回の学長選考会議に報告してもらい、規則改正案を審議すること及び実施細則あるいは覚書等により今回、次回の学長の任期について書面に残すことを事務で検討することが確認され、規則改正案についてはこの方向で進めることが承認された。

## 2 その他

### (1) 経営協議会・学長選考会議に関する提案について

近藤委員から、経営協議会・学長選考会議に関する提案について、提案内容の説明があり、議長から、学長の業績評価をするうえでも目標値と評価指標は必要であるので、学内で議論してもらいたい旨の提案があり、審議の結果、異議なく承認された。